

## 【議案第3号】

### 小坂町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

#### （趣旨）

第1条 この規程は、小坂町地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、小坂町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関すること。
- （2） 協議会の資料作成に関すること。
- （3） 協議会の庶務に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

#### （職員等）

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が別に定める。

#### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

#### （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小坂町において定められている文書の取扱いに準ずる。

#### （公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

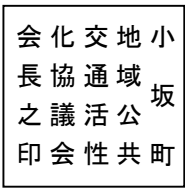
#### （委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状			
小坂町地域公共交通活性化協議会会長之印	 The image shows a square seal template with a double-line border. Inside the border, the text '小坂町地域公共交通活性化協議会' is arranged in a grid pattern: '小坂町' on the right, '地域公共交通' in the middle, and '活性化協議会' on the left. The characters are in a vertical orientation. <table border="1"><tr><td>小坂町</td></tr><tr><td>地域公共交通</td></tr><tr><td>活性化協議会</td></tr></table>	小坂町	地域公共交通	活性化協議会	てん書	正方形
小坂町						
地域公共交通						
活性化協議会						

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
21×21	会長名をもって 発する文書	1	事務局長